

狭山市介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費(以下「福祉用具購入費」という。)の支給に係る受領委任払いの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項の居宅要介護被保険者及び法第53条第1項の居宅要支援被保険者をいう
- (2) 事業者 法第44条第1項及び法第56条第1項に規定する福祉用具販売事業者をいう
- (3) 受領委任払い 市が居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費を支給するに当たり、居宅要介護被保険者等が委任した事業者をその受取人とし、市が当該事業者福祉用具購入費を支払うことをいう

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用することができる居宅要介護被保険者等は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 福祉用具購入費の一括した費用負担が困難であるとして、受領委任払いでの購入を希望する者
- (2) 法第66条から第69条までに規定する保険給付の制限等を受けていない者

(事業者の登録)

第4条 受領委任払いにより福祉用具購入費の支払いを受けようとする事業者は、あらかじめ介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書が提出され、審査の結果適当と認めた場合は、当該事業者を登録し、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録申請書の内容に変更があったときは、速やかに介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

- (1) 登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (2) 関係法令等を遵守しなかった場合

(3) その他、市長が登録事業者として適当でないとした場合

2 市長は前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（様式第4号）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

(支給申請)

第7条 居宅要介護被保険者等は、受領委任払いにより福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、登録事業者の同意を得た上で、狭山市介護保険規則（平成12年3月31日規則第21号）に規定する支給申請書及び関係書類に加え、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する委任状
- (2) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い請求書

(支給の決定及び支払い)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査の上、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、支給決定通知により居宅要介護被保険者等に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、福祉用具購入費を登録事業者に支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

(事業者の責務)

第9条 登録事業者は関係法令等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等の心身の状況等に応じた適切な利用となるよう努めなければならない。

(返還)

第10条 市長は、不正に福祉用具購入費を受給したと認められるときは、当該受給した額の全部又は一部を登録事業者から返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。